

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和3年5月14日付けで行った文書「1 2020年度の学校運営協議会に関する決算額及びその内訳が分かる文書。2 2020年度の地域コーディネーターの活動に係る決算額及びその内訳が分かる文書」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和3年5月28日付け3瀬学教第508号で行った公文書一部開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和3年5月14日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和3年5月28日付け3瀬学教第508号で行った公文書一部開示決定の処分について、不開示とした部分の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求人は、令和元年12月4日付けで開示請求を行い、処分庁は、令和2年1月28日付け元瀬教政第594号において、地域学校協働活動推進員（以下「地域コーディネーター」という。）の氏名を開示した。

イ その後、審査請求人が行った別の開示請求において、処分庁は、地域コーディネーターの氏名について、条例第7条第2号に該当することから不開示とした。これに対し、審査請求人は、既に開示されている旨を指摘し、処分庁は、当該不開示箇所を開示している。

ウ 上記が経過した後、本件の一部開示決定の処分に至る。処分庁は、条例第7条第2号に該当することから不開示としているが、これまでの経緯を踏まえると、了解できない。

エ 愛知県教育委員会主催の2021年度地域コーディネーター等研修会の開催要項では、地域コーディネーターの氏名が記載されている。このような形で氏名が知れ渡っているにもかかわらず、開示請求に対し不開示とする処分庁の姿勢が問題である。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 地域コーディネーターは私人であることから、条例第7条第2号ウ（公務員等の職、氏名、職務内容）の適用は受けないものであるが、職務の性質上、チラシやホームペ

ージに地域コーディネーターの氏名が記載されるため、これまでの開示請求に対しては公開情報として開示してきた。

- (2) 本件で一部開示決定をした公文書は、地域コーディネーターの氏名のほかに、謝金の金額及びその算出根拠（以下「金額等」という。）が明示されたものである。謝金の金額は、その多寡にかかわらず、氏名と結びつけることで条例第7条第2号に該当するため、氏名又は金額等のいずれかを不開示とする必要があった。開示請求の内容は「地域コーディネーターの活動に係る決算額及びその内訳」であり、金額等を不開示としては、審査請求人の求める情報を開示したことにならないから、金額等を開示し、氏名を不開示としたものである。

4 審査請求に係る経過

- 令和3年 5月14日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和3年 5月28日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付
令和3年 8月24日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和3年10月18日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
令和3年11月 5日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和3年11月26日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
令和3年12月24日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和4年 1月11日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
令和4年 2月16日 第1回審査

5 審査会の判断の理由

- (1) 審査請求人は、次のように主張している。

処分庁は、各種委員の氏名と報酬額を同時には開示しないと説明しているが、例えば交通指導員は、募集要項において時給等が公開されており、交通指導員の氏名は容易に確認できるものである。このように確定しているものは、不開示とする必要はない。

また、地域コーディネーターは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5で定められた者であることから、氏名は公開されているものであり、報酬額とセットで開示すれば良い。

情報公開条例の根本を処分庁は理解していない。処分庁は、できる限り開示しないという姿勢である。

- (2) これに対して処分庁は、次のように説明している。

本件については、学校運営協議会を要綱で設置をしており、本来、法に基づき、教育委員会規則で定める必要があるところ、リーディング学校において先行して学校運営協議会を設置するため要綱を制定したことに起因して起こったものだとは認識している。この点については、次年度に向けて規則等の整備を行いたいと考えている。

- (3) そこで、本審査会は、処分庁が公文書を不開示とした点を中心として審査を行った。
- ア 地域コーディネーターの身分について審査請求人と処分庁の主張が違ふことから、地域コーディネーターが公務員に該当するかについて審査した。
- 地域コーディネーターは、法第47条の5第1項の規定により「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関」として、学校運営協議会を設置した場合における、同条第2項に規定する学校運営協議会の委員として位置付けられている。
- ところで、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号では、公務員について、「法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの」と規定している。
- 処分庁の説明によると、瀬戸市では、学校運営協議会について、法第47条の5第1項に規定する「教育委員会規則で定める」方法ではなく、「要綱」によって設置しているとのことであった。要綱は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する条例、規則又は規程には当たらないことから、前記地方公務員法の規定に従えば、地域コーディネーターは公務員に該当しないこととなる。
- なお、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7の規定により地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)が規定されているが、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課が作成した「地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引」において、地域コーディネーターが公務員に該当するかについては「委嘱されることのみをもって、公務員になるというものではなく、職務の性質や報酬の有無等を踏まえて判断」するものとされており、したがって、社会教育法に基づいて委嘱された地域コーディネーターといえども、直ちに、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する公務員に該当するとは限らないことを併せて確認している。
- イ 審査請求人が別の開示請求において、地域コーディネーターの氏名について、不開示決定となった際に審査請求人の指摘によって開示決定に変更した経緯について確認した。処分庁の回答は、本件は学校教育課で一部開示決定としたが、本件以外の開示請求は教育政策課が対応しており、学校運営協議会の設置についての理解が曖昧であったため開示請求によって開示・不開示の判断が変わり、処分に差が生じてしまったと考えるとのことだった。
- ウ 処分庁は地域コーディネーターについて私人であると主張しているが、地域コーディネーターの氏名が公表された資料が存在することから、処分庁が地域コーディネーターの氏名を取り扱う際の考え方について確認した。処分庁の回答は、基本的に不開示であるが、例えば研修会の講師等をする場合に氏名が公表されることについて本人の同意を得たものは開示とするとのことだった。
- エ 以上のことから、地域コーディネーターの氏名は条例第7条第2号に規定する個

人に関する情報であり、不開示とした理由は妥当であるという結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。